

平成21年3月第14回亶理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成21年3月6日第14回亶理町議会定例会は、亶理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員（19名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1 番 | 小野 一雄 | 2 番 | 熊澤 勇 |
| 3 番 | 鞠子 幸則 | 4 番 | 相澤 久美子 |
| 5 番 | 渡邊 健一 | 6 番 | 高野 孝一 |
| 7 番 | 穴戸 秀正 | 8 番 | 安藤 美重子 |
| 9 番 | 鈴木 高行 | 10番 | 平間 竹夫 |
| 11番 | 佐藤 アヤ | 12番 | 佐藤 實 |
| 14番 | 熊田 芳子 | 15番 | 安田 重行 |
| 16番 | 永浜 紀次 | 17番 | 高野 進 |
| 18番 | 島田 金一 | 19番 | 安細 隆之 |
| 20番 | 岩佐 信一 | | |

○ 不応招議員（1名）

- 13番 山本 久人

○ 出席議員（19名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（1名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町長	齋藤邦男	副町長	齋藤貞
総務課長	菊池秀治	会計管理者 兼会計課長	水野孝一
税務課長	日下初夫	町民生活 課長	岡元継男
保健福祉 課長	佐藤仁志	企画財政 課長	森忠則
産業観光 課長	東常太郎	わたり温泉 鳥の海所長	作間行雄
都市建設 課長	古積敏男	上下水道 課長	清野博文
農業委員会 事務局長	東常太郎	教育長	鈴木光範
学務課長	齋藤良一	生涯学習 課長	遠藤敏夫
代表監査 委員	齋藤功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐藤正司	庶務班長	牛坂昌浩
書記	佐藤義行		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 3 号 亶理町監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 4 号 亶理町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 5 号 亶理町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 6 号 亶理町工業用地等造成事業特別会計条例
- 日程第 6 議案第 7 号 わたり温泉島の海運営基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 8 号 亶理町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
- 日程第 8 議案第 9 号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 10 号 岩沼市、亶理町、山元町視聴覚教育協議会の廃止について
- 日程第 10 議案第 11 号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について
- 日程第 11 議案第 12 号 町道の路線廃止について
- 日程第 12 議案第 13 号 町道の路線認定について
- 日程第 13 議案第 14 号 平成 20 年度亶理町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 14 議案第 15 号 平成 20 年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 15 議案第 16 号 平成 20 年度亶理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 17 号 平成 20 年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 議案第 18 号 平成 20 年度亶理町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 19 号 平成 20 年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 19 議案第 20 号 平成 20 年度わたり温泉島の海特別会計補正予算

(第3号)

日程第20 議案第21号 平成20年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第21 議案第22号 平成20年度亶理町水道事業会計補正予算(第4号)

日程第22 議案第23号 委託契約の変更について

午前9時58分 開議

議長(岩佐信一君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、13番山本久人議員から欠席の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(岩佐信一君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、8番 安藤美重子議員、9番 鈴木高行議員を指名いたします。

日程第2 議案第3号 亶理町監査委員条例の一部を改正する条例

議長(岩佐信一君) 日程第2、議案第3号 亶理町監査委員条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長(岩佐信一君) 当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(菊池秀治君) それでは、議案第3号 亶理町監査委員条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

今回の改正につきましては、財政健全化計画等の策定義務が平成20年度の決算か

ら適用されることになりました。したがって、それに基づきまして財政健全化に関する審査を審査項目に追加いたしまして、あわせて項ごとの区分を明確化するというところでございます。

それでは、資料の方でご説明申し上げますので、資料の1ページをお開き願います。互理町監査委員条例新旧対照表、右側が現行、左側が改正案ということでございます。改正案でご説明をいたします。

今回の改正内容は、第3条第3項を次のように改正するわけでございます。第3条第3項、監査委員は、次に掲げる規定により審査に付されたときは、当該審査に付された日から50日以内にその内容を審査し、意見を付して町長に提出するものとする。

1号、2号は従来の内容でございますが、読み上げさせていただきます。1号、法第233条第2項及び法第241条第5項、これは剰余金の処分でございます。それから2号でございますが、地方公営企業法第30条第2項、これは欠損の処理をさせております。そして新たに3号が追加されたものでございまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項。この第3条第1項は、健全化判断比率を公表しなさいということでございます。次に、及び第22条第1項につきましては、資金不足比率の公表等をさせております。

それでは、議案の方に戻っていただきまして、附則、この条例は平成21年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号 互理町監査委員条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 互理町監査委員条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第4号 互理町個人情報保護条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第3、議案第4号 互理町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔議案末尾掲載〕

総務課長（菊池秀治君） 議案第4号 互理町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正内容につきましては、平成19年5月に統計法が全面改正されました。それらに基づきまして、引用条文の改正を行うものでございます。

それでは、資料、新旧対照表に基づいて説明いたしますので、2ページをお開き願いたいと思います。現行が右側、左側が改正案でございます。改正案の方で説明をさせていただきます。

今回の改正内容は、第23条第1項第1号及び第2号を次のように改めるものでございます。第23条第1項第1号、統計法第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報。従来は指定統計という内容で明記されておりましたのが、今回、基幹統計調査と一般統計調査、それらに含まれている個人情報を指しております。

それでは、基幹統計調査というのはどういうものなのかと申し上げますと、国勢調査、農林業センサスあるいは事業所、企業統計調査など55の種類がございます。55の統計調査。一般統計調査とはどういうものなのか。基幹統計調査以外のもので、行政機関が行います統計調査。簡単に申し上げますと、各種の意向調査、それらを指しているわけでございます。

次に、2号でございますが、統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出

られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報もということでございます。そして従来、現行の第3号については削除というふうになります。そして、現行の4号に県指定統計調査によって集められた個人情報、これが左側改正案では3号の中に県基幹統計調査というふうに名称が変わります。この県の統計調査が基幹統計調査と名称が変更になりますけれども、その内容は例えば現段階ではっきりしているものは県の労働力調査、さらには毎月の勤労統計調査などがこの県の基幹統計調査というような調査内容でございます。

議案の2ページの方に戻っていただきまして、附則、この条例は平成21年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号 亶理町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 亶理町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第4、議案第5号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔議案末尾掲載〕

総務課長（菊池秀治君）　続きまして、議案第5号　互理町特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

今回の改正は、期末手当の支給率の引き下げでございます。それでは、新旧対照
表に基づきまして説明いたしますので、3ページをお開き願いたいと思います。右
側が現行、左側が改正案でございます。

今回の改正内容は第4条第2項の改正となっております、まず現行の方の下か
ら4行目、読ませていただきます。期末手当基礎額に乗ずる割合は、6月に支給す
る場合において100分の210、12月に支給する場合においては100分の230とする。そ
れらを改正案、同じく4行目ですが、期末手当基礎額に乗ずる割合は、6月に支給
する場合においては100分の160、12月においては100分の170。ですから、4.4から
3.3に引き下がるという内容でございます。

議案の方に戻っていただきまして、3ページ、附則、この条例は平成21年4月1
日から施行する。

以上で説明を終わります。

議　長（岩佐信一君）　これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議
員。

3　番（鞠子幸則君）　なぜ今の時期に引き下げなのか。

議　長（岩佐信一君）　総務課長。

総務課長（菊池秀治君）　なぜ今の時期かというご質問でございますが、町長の申し出、
それに加えて行財政改革の一環ということでご理解をいただきたいと思いを
ます。

議　長（岩佐信一君）　鞠子幸則議員。

3　番（鞠子幸則君）　2点目は、削減した場合、どのくらいの額が削減されるのか。

議　長（岩佐信一君）　総務課長。

総務課長（菊池秀治君）　削減の額でございますが、これは通年、1年ということでご理
解をいただきたいと思いを。町長で108万5,370円、副町長で83万4,900円、合計
いたしますと192万270円でございます。以上です。

議　長（岩佐信一君）　鞠子幸則議員。

3　番（鞠子幸則君）　3点目です。これは一時的なのか、それとも継続してやるのか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（菊池秀治君） 今回の改正は条例の改正でございますから、単純に一時的なものではございません。当然、支給率が4.4から3.3に改正しておりますので、今後この支給率によりまして特別職に支給するということをご理解をいただきたいと思っております。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。19番安細隆之議員。

19番（安細隆之君） この件については特別職の部分でありますけれども、一般職員に関する給与の部分についての影響というのはあるのかないのか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（菊池秀治君） 一般職の改正はございません。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 影響とかでなくて、総務課長、今何て言ったっけ。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（菊池秀治君） 今回、特別職の期末手当の改正はしておりますが、一般職の改正はしておりませんので、職員の期末勤勉手当等に影響はないということをご理解をいただきたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 今後、影響する可能性があるのかないのか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（菊池秀治君） 今後も影響はございません。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号 亶理町工業用地等造成事業特別会計条例

議長（岩佐信一君） 日程第5、議案第6号 亶理町工業用地等造成事業特別会計条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔議案末尾掲載〕

企画財政課長（森 忠則君） それでは、議案第6号 亶理町工業用地等造成事業特別会計条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、このたびの企業誘致の關係の予算等を明らかにするため、平成21年度からということでこの条例を定めるものでございます。当初、財政当局といたしましては一般会計でもいいのかなという考えも持ちましたけれども、収入・支出の会計をある程度明らかにするためにこの特別会計が必要なのと、それから企業債、内陸工業用地等造成事業債ということで公営企業債の一部でございすけれども、それらの借入れをするためには特別会計の設置が必須であるというような県の指導もございました。そういうわけで、この条例を定めるものでございます。

読み上げます。第1条設置。地方自治法第209条第2項の規定により、亶理町工業用地等造成事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

第2条、歳入及び歳出。この会計においては、財産売り払い収入、一般会計繰入金、繰越金、地方債及びその他の収入をもってその歳入とし、工業用地造成事業費、管理費、地方債の元利償還金及びその他の支出をもってその歳出とする。

第3条弾力条項の適用。この会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により、弾力条項を適用することができる。

附則、この条例は平成21年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。18番島田金一議員。

18番（島田金一君） 亘理町工業用地等造成事業特別会計条例なんですけど、この等という範囲は工業、流通、商業、そういうところまで入るのか、その点お答え願います。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） この条例の一般的な考え方ですけども、企業誘致でございますので、今議員さんがおっしゃいましたような、一般的にそういうものがすべて入ると解釈しております。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 一般的なものが入ることになりますと、一つ言えば流通関係、大型地域、このごろは法律で規制されていますが、そういうものも可能だという形でとらえてよろしいですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） ここでいう会計そのものは、そういうことで包含できるかと思えます。ただし、この会計の今からの見通しでございますけれども、平成22年度あたりをもって会計自体、今回の企業誘致のための会計でございますので、一応22年度あたりで終了したいというふうな計画ではおります。以上です。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） これはエム・セテックの誘致ということになるんでしょうけれども、22年度終了と。また新しい企業とか何かの誘致が決まりましたらまた設置するという形で、その場その場で対応する形になりますか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） 議員のおっしゃるとおりでございます。その場その場というのは変ですけども、それに合わせたような形で早急にそういうことができるような体制をとっていくということで思っております。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号 亘理町工業用地等造成事業特別会計条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 亘理町工業用地等造成事業特別会計条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号 わたり温泉鳥の海運営基金条例の一部を改正する
条例

議長（岩佐信一君） 日程第6、議案第7号 わたり温泉鳥の海運営基金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。わたり温泉鳥の海所長。

〔議案末尾掲載〕

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） それでは、議案第7号 わたり温泉鳥の海運営基金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

資料の4ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表でございます。右側が現行でございまして、左が改正案でございます。

第2条、積み立てでございますけれども、この条文の整理をし、第1号、毎年度予算で定める額を追加し明文化いたしましたということでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、議案に戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議

員。

- 3 番（鞠子幸則君） 今回の積み立ての条項の改正の絡みで、財政調整基金条例では地方財政法第7条の規定に基づき決算剰余金の2分の1以上を積み立てるとなっていますね。国民健康保険事業財政調整基金は、過去3年間の保険給付費平均額の12分の3に相当する額を超えない額を積み立てるとなっていますね。介護保険給付準備基金条例は、わたり温泉鳥の海基金条例の改正と同じなんですけれども、毎年度予算で定める額、毎年度介護保険特別会計決算剰余金の2分の1以上というふうに、定める基金条例で規定が違うんですね。これはどうして違うんですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） 鞠子議員がおっしゃったように、財政調整基金それから国民健康保険の運営基金といいますか、財調ですね、それらがここで言うわたり温泉で直そうとしている毎年度予算で定める額、確かに規定されておられません。基金条例につきましては、それぞれの年度といいますか、その時代によって恐らくそういう指導をもって、個々の予算をもって定める額がなくとも予算上で定めて基金の方に積み立てればそれでいいという時代が恐らくずっと続いてきたんだと思います。その中で、ずんずん物の本も変わってきまして、予算で積み立てるのであればそういうふうな条文もきちんと条例の中に規定しておくべきだという最近の実例範例に載っております。

そういうことで今回、規定を直したわけですが、そういう考え方からすればこの財調も、それから国民健康保険等についても改正すべきと言われると思います。近いうち基金条例関係全般にわたりまして、ちょっと見直しを図って統一的なものでやりたいと思っておりますのでご理解願いたいと思います。（「了解です」の声あり）

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

- 9 番（鈴木高行君） この運営基金はどのような性質でつくったんですか。どのような性質のものか。どのように使用するのか。それをお聞きします。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） わたり温泉鳥の海運営基金につきましては、わたり温泉の運営のための基金でございます。ですから、わたり温泉が例えば必要となる不足金あ

るいは改修金、それらすべてに係る、いわば一般会計でいう財調です。そういう目的でもって、この運営基金を設置したということでございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今、財調と同じような考えだというような話なんですけれども、運営基金ということはやっぱり運転資金というような解釈で一つはいいのかなと思うんですね。鳥の海の事業が、あそこは民間の企業の感覚からすれば剰余金のようなものを積み立てていって運転資金にするという考えのものだと思います。そうした場合、この基金に当初予算、補正予算でも何でもいいですけども、予算として組み入れるお金はどのようなものをこの基金に組み入れるのか。

あと、今回補正予算も出てきているようですけども、補正予算に出てきている金額が予算として組み入れられる性質のものなのかと。還付金ですね。この辺についてお願いします。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） この基金の性質は、議員さんおっしゃったように運営基金という性質も当然入っております。今は新しいですけども、当然古くなってまいりますと改修も必要になってまいりますので、そのための資金としても運営基金の方から出す、準備しておくということでございます。

予算でもって積み立てるその中身でございますけれども、通常ベースであれば町の特別会計であれば当然歳入と歳出が同じでございますして、余剰分というのはなかなか出てこないんですけども、年度年度においてはある程度の収益も見込まれる。将来にわたってそういうものを準備する必要があるという場合は、運営基金の方にその剰余金なるものを積み立てていくということで当分はやっていくと。先ほどの消費税の還付金の話……。

9 番（鈴木高行君） それは後でもいいけれども、補正予算でも当初予算でもどのようなものが積み立てられるのかと。

企画財政課長（森 忠則君） それにつきましては、先ほど言いました年度年度の、もちろん収支のバランスによりましては、先ほど言いました年度年度の、もちろん収支のバランスによりましては、要するに収入引く支出で差っ引きとして出てくる額がわたり温泉鳥の海でのもうけでございますので、それを積み立てていくということでございます。（「そうでなくて」の声あり）

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） ちょっとこれは質問の回数には……、答えてもらっていないから。

2分の1の剰余金はわかるんです。ここの2番になっているのは。1番の予算で積み立てる額というのは何を意味するのかと聞いているんです。

議長（岩佐信一君） 答弁漏れということで、企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） 答弁したつもりでいるんですけども、2分の1以外の話をしているのは、収入と支出があって、収入が支出より上回った場合は当然もうけが出てきます。企業でも同じですけども。その額を積み立てる、要するに予算で積み立てていくということでございます。（「それは剰余金でないの」「執行残ということか」の声あり）

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） この運転資金というような形で考えているという場合、運転資金として当初予算に回すもの、例えば一般会計からの繰り入れ、そのほか寄附金とか、そのようなものがこの中にぽんぽん入っていくのでは独立採算制をとっている鳥の海がトンネルのような予算で動くような形になっていかないかと私は懸念するんですね。常に予算で入れれば、一般会計から行ってたってそれは予算です。独立採算という基本線というのは皆さんの前で示すべきだと思うんです。こういうふうにはぽんぽん繰り入れていったら見えなくなるんですね、実際の中身が、収支が。そんなことも考えて、こういうのは抜け道かなと思うところがあるんですけども、その辺の中で今回のあと議案20号か何かに出てくるんだと思いますけれども、5,500万ですか、そういうのもどんと入ってくる。あれは本当だったら観光施設整備基金の方に持っていくのが筋なのかなと考えているんですけども。このような運転資金でなくて。施設整備として扱った金なんだ。その基金、施設整備の方に戻して、それが本質なのかなと思って、それはその中の助けのためのこういう条例を改正するのかなという懸念を持っています。それにちょっとお答えしてください。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） まず、今のお話の中で、明らかにするというようなこともご

ざいます。ただ、基本的にはわたり温泉島の海、収支の中で一般会計で要するにお手伝いすべきところはこういうものだというをきちんと明らかにすれば、それは企業会計そのものではございませんので、町民の福祉も当然入ってまいりますし、こういうものが一般会計でお手伝いしているものだよ、一般会計がやっているものだよというものを明らかにすればそれでいいのかなと思っております。それで理解していただきたい。

それと、最後のもう一つ、消費税の還付金の話でございますけれども、あれにつきましてはわたり温泉島の海会計で消費税を膨大な額を払っております。それが消費税の計算方法で、要するに消費税はわたり温泉島の海でもらっていません。もらっていないのに払っています。皆さん事業をやられている方はよくわかると思えますけれども、もらっていないのに払ってれば払っている分は当然還付として返ってきます。その内容でございますので、当然この消費税の額そのものは地方債の中にあらかじめ多分返済として残ってくると。地方債の借金の中に消費税の還付金が支払われるというふうにも言えるかと思えます。

以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。6番高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 確認なんですけれども、その消費税の還付金は今年度限りなんですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） 事業をやっている議員さんの方もおりますけれども、やっていない方もいますけれども、消費税の還付というのは先ほど言いましたように、消費税を払っている、消費税をもらっているの差なんですね。通常は消費税はもらっている方が多くて、払っている分が少ないので、その差を毎年毎年計算して国の方へ納めているというシステムなんです。

わたり温泉の1年目は建物を建てる、工事費が膨大なものだったですから、もらう方がかなり少ないものですから、消費税の還付が入ってきたと。私は将来的には恐らく還付というのはもうないんじゃないかと。払う方だけで。そうでないと困ります。なぜかという、赤字がどんどん続くことになりますので、要するに消費税を納めるぐらいの経営になって、もちろん努力していきたいとは思っています。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 温泉の運営基金条例を見ますと、第5条あります。そちらの方で詳しく資料を持っていると思うので、ちょっと読み上げてもらえますか。3項目あります。何に使っているのかというのがはっきりしているんです。

議長（岩佐信一君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（作間行雄君） それでは、第5条、運用及び処分でございます。町長は次の各号のいずれかに該当し、かつ財政上必要があると認めるときはその全部または一部を運用または処分することができる。

第1号、やむを得ない事由により財源に著しく不足を生じるおそれがあるとき。

第2号、償還金の支払いに要する歳計現金に不足が生じたとき。

第3号、償還金の繰り上げ償還を行うとき。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 今の内容で判断しますと、将来起こる返済金の不足に充てるという考えでよろしいですか。このお金、そういうふうを考えていいですか。

議長（岩佐信一君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（作間行雄君） そのようなことで結構でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号 わたり温泉島の海運営基金条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 わたり温泉島の海運営基金条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 亶理町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

議長（岩佐信一君） 日程第7、議案第8号 亶理町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

〔議案末尾掲載〕

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、議案第8号 亶理町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例についてご説明を申し上げます。

この基金条例の設置につきましては、今回国の方で21年4月から介護従事者の処遇改善をするための緊急特別対策で介護報酬が3%引き上げられるということで、介護事業所に働いている従事者の処遇改善を図るために行う措置ということでございます。そういうことから、当然21年度からの第4期の介護保険料が上がるということでございますので、その急激な上昇を抑制するために国が第2次補正予算の中でこの財源について確保しまして、3月中にそれぞれの市町村に交付されることによりまして基金を設置するわけでございます。

それでは、第1条から読み上げさせていただきます。

第1条、設置の目的。介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定の趣旨などにかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、亶理町介護従事者処遇改善臨時特例基金（以下、基金という）を設置する。

第2条、基金の額。基金として積み立てる額は、亶理町が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とするということでございます。今回は、後で補正予算でもございますが、1,654万円を基金に積み立てる予定になっております。

第3条、管理。基金に属する現金は金融機関への預金その他、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第2項、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかかわることができる。

第4条、運用益の処理。基金の運用から生ずる利益は、介護保険特別会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

第5条、繰替運用。町長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期限及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができる。

第6条、基金は次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

第1項、亘理町が行う介護保険に係る第1号被保険者、第1号被保険者というのは65歳以上の方を指しております。もう一つ、第2号被保険者というのは、それぞれの医療保険者で40歳から64歳までの方が第2号被保険者と言っております。第1号被保険者の介護保険料について、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増額を軽減するための財源に充てる場合。

第2項、前項の各保険料の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課徴収に係る電算システムの整備に要する費用、その他当該軽減措置の円滑な実施のための準備経費などの財源に充てる場合。

第7条、委任。この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附則。1. 施行期日。この条例は公布の日から施行する。2. この条例の失効。この条例は平成24年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず、第1点目。介護報酬3%引き上げに伴う臨時特例交付金、21年度が3%改定額の全額、22年度が3%改定額の半分、これが国から交付されるとなっておりますけれども、これはあくまでも21年度、22年度の臨時的な措置、あくまでも一時的な措置と理解してよろしいですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） そのとおりであります。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 2点目。介護保険が始まってから、第2期と第3期のときに介護報酬を引き下げました。それは4.7%であります。4.7%引き下げて、今回3%引き上がったと。1.7%は引き下がった分であります。ですから、21世紀・老人福祉の

向上を目指す施設連絡会では、過去の引き上げ分を上回る改定が必要だと。今回の3%改定で、本当に事業所の経営が安定するのかなど、その点はいかがですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 議員さんもおわかりのとおり、いろいろ各種新聞等でも報道がございますけれども、私の方でもそれぞれの介護事業所等の団体といろいろなお話をさせていただきながら情報交換をした中では、ほとんどの介護事業所では今回の3%介護報酬の引き上げだけではほとんど取り分がないということで、報酬引き上げについて介護事業所の方で有利になるような状況ではないと報告をいただいておりますので、町としても大変厳しい環境なのかなということにとらえております。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 3点目。今回の介護報酬3%の中身は、いわゆる基本報酬の部分はずかかなんですね。わずかで、特定事業所加算分に重点を置いた改定なんです。ですから、特定事業所加算に認定されなければその事業所はわずかの報酬しかからないというふうになります。ですから、3%ストレートに従事者の処遇改善に結びつくかということになると、そこはならないと思いますけれども、その点はいかがですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 今、鞠子議員さんがおっしゃるとおり、大変厳しい状況だということで、今回の見直しについても今議員さんがおっしゃったとおり、特別な施設だけが手厚い処遇の対応をしたという内容でございますので、そのとおりでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号 亘理町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の件を採決い

たします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 亶理町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第9号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第8、議案第9号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

〔議案末尾掲載〕

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、議案第9号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正内容でございますが、第4期介護保険計画、すなわち平成21年度から23年度までの3カ年の計画でございますが、これに基づいて給付に対し保険料の不足が生じるということで、今回保険料の改正をするものが主な内容になっております。

それでは、議案の方を説明申し上げますので、条例の新旧対照表、5ページになりますが、そちらの方の資料でご説明を申し上げさせていただきたいと思っております。右側が現行、左側が改正案ということでございます。改正案の方でご説明を申し上げます。

第2条、保険料率ということで、まず1番目に第1項のところ、平成21年度から23年度までということで、年度の第4期はこういうふうな3カ年ということでございますので、ここの部分の条文を改正するものでございます。

その次に、第1号から第6号までの改正内容でございますが、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者ということで、今回の改正額は2万3,420円にするものでございます。

次に、第2項であります。政令第38条第2項につきましては、同じくここの部

分についても同じ2万3,420円という改正内容になっております。

この1号につきましては、生活保護受給者または老齢福祉年金を受給している方でございます。あと第2号については、世帯全員が非課税で、収入が80万以下の方を指しております。

第3号の改正点については、3万1,050円が3万5,130円に改正する内容でございます。これについては全世帯の方が市町村民税の非課税であって、第1段階、第1号と第2号に該当しない方ということでございます。

次に、第4号については4万1,400円を4万6,840円に改正するものでございまして、第4号につきましては基本的に、今度は世帯全員ではなく、本人が市町村民税の非課税、なおかつ合計の所得金額、課税年金収入額が80万円以下の方ということでございます。

その次に、第5号については5万1,750円を今回5万8,550円に改正する内容でございます。この方々につきましては本人の市町村民税の課税が200万円未満の所得のある方が対象の方々でございます。

次に、第6号につきましては6万2,100円を7万2,600円に引き上げるわけでございますが、この方々については合計所得金額が200万以上の方という改正内容でございます。

条例の方に戻っていただきたいと思っております。附則の方を説明させていただきます。ただいまご説明した金額につきましては、条例の本文についての第2条については、月額3,904円、年額で4万6,840円という金額が今回の条文のところの改正になっております。

次に附則ということで、1. 施行期日、この条例は平成21年4月1日から施行する。

2. 平成21年度から23年度までにおける保険料率の特例ということで、ここから先ほど基金条例を設置したわけでございますが、急激な保険料の上昇を抑制するというので、今回も3年間、保険料率の特例をしたいということでの条文でございます。

政令附則第9条第1項及び第2項に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、第2条の規定にかかわらず、第2条というのは4万

6,840円でございますが、それにかかわらず4万2,040円とするという規定をここに設けております。

この4万2,040円の方の適用というのはどういう方かといいますと、当然1号保険者、65歳以上の方で、まず本人が市町村民税の非課税で、年金収入等が80万以下の方が対象になります。ちなみに、亘理町の現在の介護保険の1号保険者、65歳以上の方で、この階層に占める割合が2,420人で30.4%の方がこの特例措置で軽減を受けるとい形になります。

次に、3ということで、平成21年度から23年度における保険料率は第2条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ各号に定める額とするということで、先ほどの新旧対照表での改正案を1号から6号までご説明を申し上げましたけれども、今回も21年から3年間、保険料率の特例を適用させていただいて、それぞれの1号から4号までの軽減をするということでございます。

第1号、これは1号に掲げる者ということで、2万3,100円ということでございますので、先ほどご説明したよりも320円特例扱いをするということで、320円月額保険料を軽減するという内容でございます。

第2号についての2号に掲げる者についても同じ320円の減額で、2万3,100円にするということでございます。

次に、第3号の3号に掲げる方というのは3万4,650円ということで、480円軽減をするという形になります。

その次に、第4号、4号に掲げる方ということで、この方については4万6,200円ということで、640円軽減する形になります。

あと、5号の方々については5万7,750円ということで、このの方々についても同じような軽減になるということです。

あと、6号についても6万9,300円ということでございます。

そして、第7号について、政令附則第9条第1項から第4項に規定する者ということで4万2,040円、これについては今回の改正に伴いまして、国の法律、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担算定時に関する政令の一部改正の政令が昨年20年10月24日に施行されておりました、この中に標準割合を下回る割合を定めること

ができるという規定がございます。そういうことから今回は、当然4万6,200円が基準額でございますが、4号の4段階の方々についての年金収入80万以下の方々の少しでも軽減を図りたいということで、今回は標準割合を下回る率ということで0.91%を掛けて4万2,040円というふうに定めさせていただいたところでございます。

このようなことで、第4期の介護保険の計画に基づいて保険料の低所得者に対しては軽減を図って対応するというのと、先ほどの処遇改善の臨時特定交付金を使いまして今回の保険料率については平準化をしたいということで、21年度から23年度まで同額で平準化をすることによって、先ほど条例上での基準額3,904円が今回の平準化をすることによって3,850円に軽減ができるという内容でございます。

そうしますと、3期から4期の介護保険料の引き上げ額が400円、11.6%という内容でございます。ちなみに、条例上では3,904円、引き上げ額は454円、13.2%という状況でございます。それよりも平準化することによって、また国の方の特例交付金を入れることによって、このように1カ月当たり54円軽減が図られるという内容での改正内容でございます。

以上で説明を終わりますので、よろしくご審議方お願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 今説明がありましたけれども、保険料減額が月400円、1年間では4,800円の引き上げです。この第4期は後期高齢者医療保険料の引き上げも予測されております。しかも、今町民の暮らしは大変厳しい中で町民に保険料の引き上げを求める、もっと強く言えば引き上げを強いる、こういうことについてどのようにお考えですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 大変厳しい中で、今までの町の議会の中でも介護難民になっている方が非常に困っているということと、最近はやはり単身世帯的な家庭が多くなってきておりますので、老老介護に陥らないようにということもございます。そういう観点から、大変後期高齢者の保険料も、21年度は引き上げはございませんけれども、保険料も取られている中で介護保険料の引き上げというのは厳しいわけ

でございますが、全国平均よりも亙理町の保険料につきましては大きく下回っていると、県平均よりも200円近く下回っているという状況から、やはり亙理町でも施設入所も300人以上待機をしている状況でございます。そういう全体的な高齢者福祉計画の全体像から見た場合に、やはりこういう保険料を400円とはいえ、大変非常に厳しい状況ではあります。しっかりとした介護サービスが住民の方々に対象者にできるようにやむを得ないんじゃないかということで考えております。

以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 厚生労働省が2008年、昨年8月21日に全国介護保険担当者会議を開いたときに、介護給付費準備基金の取り崩しについて厚生労働省の考え方が示されておりますけれども、その内容を説明してください。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） この内容につきましては、4期の保険料の設定についてということで説明をしております。介護給付費準備基金は平成12年度に基金を創設したわけでございますが、各保険者において最低限必要と認める額を除き、基本的には次期計画期間、要するに第4期計画において歳入としてくれるべきものと考えているということで、すなわち当該基金は3年間の中期財政運営を行うことから生じる剰余金を適切に管理するために設けられているものであると。今回の介護保険制度においては、計画期間内の給付に必要とする保険料について各計画期間における保険料を賄うことを原則とし、保険料が不足する場合には財政安定化基金から貸し付け等を受けることができるというのは、これは県の貸付制度で、無利子で赤字が出た場合は貸し付けができるという制度でございます。しかしながら、例えば4期で赤字が出てこの制度で利用しますと、第5期計画は大幅に上がるということになります。これについては、名取市が今回の第4期計画で1カ月当たり1,000円以上の引き上げになったというのがこういうふうなことでございます。

そういうことから、被保険者は死亡、転居などにより保険料を納めた保険者の被保険者でなくなる場合があることなどから、本来は当該基金が増勢された期における被保険者に還元すべきものであり、基本的には次期計画期間において歳入としてくれるべきものである。したがって、現在、当該基金の残高を有する保険者にあっ

ては、これをできる限り取り崩すものとし、第4期の介護保険料基準額の最終決定に当たっては保険料の上限を最小限のものとするについて十分検討されたいということで国から示されています。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 厚生労働省の方針は、なるべく基金を取り崩して保険料の上げ幅を抑えてくださいというのが厚生労働省の考えであります。その考えに基づいて、なぜ今回基金の7,000万を超える額を取り崩すことができなかつたのですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 今回の第4期の介護保険計画については、4回の介護保険策定委員会を開催しまして、2月末に保険料の決定、そして第4期の介護保険計画並びに高齢者福祉計画が決定されたところでございます。

そういう中で、亘理町としてはやはり介護難民、老老介護の方々をできるだけ少なくしたいということで、今回は施設整備を含めた改正をやりたいということで、計画の中に特老施設、特別養護老人ホーム60ユニット、60床、そのほかに地域対応型の認知症の対応施設ということでグループホーム、2ユニットというのは1ユニットが9人入所できる施設でございまして、2ユニット18人、そのほかに地域密着型ということで小規模多機能施設、これは家族の方が2日とか3日ちょっとお出かけになるといった場合に、簡単に2泊3日とか1泊2日滞在できる小規模多機能の施設の整備を組み込んだ方が非常に住民の方々にとってサービスに充足するんじゃないかということも踏まえて、そういうふうな施設建設を見て今回の介護保険料を算出した場合に、例えば施設を建設する場合に21年度でその施設のサービス費がふえるわけではございません。当然、特老の施設であれば億単位の工事費がかかります。そういうことから、どうしても今回の4期計画の最終年度あたりにしかサービス費の需要が出てこない。

そういうことから考えると、今回亘理町では9,000万の基金残があるわけですが、7,000万、今回国の方針もございまして、できるだけ取り崩せという指示でございまして、5,000万を取り崩して、2,000万については簿記計画の保険料を少しでも軽減したいという考えから、準備基金については2,000万を残したいと

いう委員会の大きなご意見もいただいたことから、今回はそういうふうな2,000万を残してやったという内容でございます。

特に、事前にもお話ししているかと思えますけれども、では1,000万取り崩してどのくらいの保険料が軽減できるかというのは、1,000万で1人当たり月額34円の軽減になるという状況でございます。当然、2,000万を全部取り崩せば69円の軽減になるということは、先ほど特例率をいっても3,850円を69円軽減できれば第4期はそういうことで抑えることができますけれども、第5期はまた急上昇せざるを得なくなるというようなことから、やはり将来を見越した形で今回は2,000万を基金から残させていただいたということで、保険料率を決定させていただきました。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員

9番（鈴木高行君） 今、将来を見越した基金を積み立てて施設整備に当たるというふうなお話ですけれども、私は大いに賛成だと思います。我々だって将来にわたっていつまでも健康でいるわけではありません。なおさら、亘理町に300人の待機者がいるとなった場合、今の180人ぐらいの特養施設では不十分です。皆さんも行く行くはそういう施設にお世話になるときも必ず出てくるのではないかと思います。それらを含めて、やっぱり基金とか保険料を少々今から積み立てていって、そういう基金をふやして、公設民営はできないので民設になりますけれども、そのときの整備資金の補助金として出してやるのは私は当然だと思います。そういう面では、やっぱり将来にわたってそういう基金をどんどん積み立てていって、福祉法人とかそういうところを整備したとき、応分の助成金として出してやるべきだと私は思います。

以上です。

議長（岩佐信一君） 質疑ですか、意見ですか。（「すみません」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。3番鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 介護保険制度が始まってから10年目になります。この介護保険には根本的な問題、矛盾があります。それは、施設の整備を進め、職員の賃金など処遇改善を進めれば進めるほど介護報酬が増加し、そのため保険料、利用料が引き上げられます。保険料の滞納額もふえます。利用料が高くなり、利用しづらくなります。保険料の引き上げを抑えるため施設整備を抑えれば、老人福祉施設などの待機者がふえます。

こうした問題、矛盾の最大の要因は、国の負担割合が介護保険制度発足前の介護費用の50%から25%に半分も削減しました。さらに、三位一体の改革で国の負担の割合は22.8%まで引き下げられました。だれでも安心して利用でき、安心して働ける介護制度のためには国の負担割合を直ちに5%ふやすとともに、給付費の50%まで計画的にふやすことがどうしても必要です。

まず、このことを述べておきます。その上で、反対の理由を述べます。

町長、保健福祉課長初め職員の皆さんが、安心して介護を受けたいという町民の要望にこたえるため頑張っていることは十分理解します。しかし、大変な景気悪化により、町民の暮らしは本当に大変です。こうした中で基金をより一層取り崩し、保険料の引き上げを抑えることはできたはずですが。全国の自治体でも保険料を据え置いたり引き下げたりするところがあります。

以上から反対いたします。

議 長（岩佐信一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。11番佐藤アヤ議員。

11 番（佐藤アヤ君） 急速に進む高齢化社会に伴い、介護職員の増強は重要な課題であります。しかし、介護現場の状況は重労働や低賃金のため仕事を続けられない介護従事者が少なくありません。そこで、介護職員の処遇改善のため介護報酬の3%引き上げに伴い改正するものであります。あわせて、本町では第4期計画の中に新たなグループホームや特別養護老人ホーム等の計画等も含まれており、介護難民を出さないように取り組んでおります。高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現する上でやむを得ない改正と考えます。

以上のことから賛成いたします。

議 長（岩佐信一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 着席願います。

起立多数であります。よって、議案第9号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時25分といたします。

午前11時12分 休憩

午前11時24分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第10号 岩沼市、亶理町、山元町視聴覚教育協議会の
廃止について

議長（岩佐信一君） 日程第9、議案第10号 岩沼市、亶理町、山元町視聴覚教育協議会の廃止についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長（遠藤敏夫君） 議案第10号 岩沼市、亶理町、山元町視聴覚教育協議会の廃止についてご説明を申し上げます。

当協議会につきましては、昭和23年11月に発足以来、長年にわたりまして視聴覚の機材・教材等を一括共同購入いたしまして、この機材・教材の貸出業務、さらには各種研修会等、積極的に実施してまいりましたけれども、ここ10年前ごろから急激に変化する情報化社会の中でこの機材・教材の利用も急激に激減したこと、そしてまた各市町の負担金の抑制等もございまして、今年の3月31日をもって解散することを昨年5月28日の当協議会の会議において合意されたことから、地方自治法

(昭和22年法律第67号) 第252条の6の規定により、平成21年3月31日をもって岩沼市、亶理町、山元町視聴覚教育協議会を廃止することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上です。よろしくご審議お願いします。

議長(岩佐信一君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番(鞠子幸則君) 規約の中の協議会の目的を教えてください。

議長(岩佐信一君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(遠藤敏夫君) 規約の協議会の目的第1条には、視聴覚教育に関する事務を共同して管理及び執行することを目的としております。以上でございます。

議長(岩佐信一君) 鞠子幸則議員。

3番(鞠子幸則君) 協議会はどういう事務を担当するのか、教えてください。

議長(岩佐信一君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(遠藤敏夫君) 規約の第4条にあると思いますが、協議会は次に掲げる事務を管理し、及び執行すると。視聴覚ライブラリーの設置運営に関する事務並びに視聴覚教育活動の普及指導に関する事務を行っております。

以上でございます。

議長(岩佐信一君) 鞠子幸則議員。

3番(鞠子幸則君) 協議会が廃止された後、これまでやってきた部分ですけれども、今後町として視聴覚教育の活動、普及及び指導にどのように取り組むと考えておりますか。

議長(岩佐信一君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(遠藤敏夫君) まずもって、この協議会の廃止に伴いまして、1市2町で合意していることの第1点目としましては、今分配した機材・教材といったものは各市町で貸出業務等を行う。さらに、今まで積み重ねてきました各関係、会議録とかそういったものについてはすべて中央公民館に当分の間置くということで1市2町で合意しております。

そういった中で、これからの亶理町の視聴覚教育という部分だろうと思うんですけども、これにつきましては当面の間、中央公民館に事務所が、亶理町立ライブ

ラリーという条例もございますので、事務所を中央公民館に置きながら視聴覚教育を進めてまいりたい。ただ、亶理町にはご存じのとおり亶理町立図書館というものもございます。そういったこともありますので、今後やはり図書館と中央公民館の事務所と兼ね合いを合わせながら検討しながらよりよい方向を模索していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号 岩沼市、亶理町、山元町視聴覚教育協議会の廃止についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 岩沼市、亶理町、山元町視聴覚教育協議会の廃止についての件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について

議長（岩佐信一君） 日程第10、議案第11号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についての件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔議案末尾掲載〕

総務課長（菊池秀治君） それでは、議案第11号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてご説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、宮城県市町村自治振興センター規約を

別紙のとおり変更することについて、同法第209条の規定に基づき議会の議決を求める。

11ページ、別紙の方で説明いたします。

宮城県市町村自治振興センター規約の一部を変更する規約。宮城県市町村自治振興センター規約の一部を次のように変更する。第6条第2項中、報酬を議員報酬に改める。附則。この規約は知事の許可のあった日から施行する。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第12号 町道の路線廃止について

日程第12 議案第13号 町道の路線認定について

（以上2件一括議題）

議長（岩佐信一君） 日程第11、議案第12号 町道の路線廃止について及び日程第12、議案第13号 町道の路線認定についての以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

議案第12号及び議案第13号について、当局から提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

〔議案末尾掲載〕

都市建設課長（阿部信一君） それでは、議案第12号、第13号についてご説明申し上げます。12ページをお開きいただきたいと思います。

議案第12号につきましては、町道2路線の起点と終点を変更するため、現在認定している路線の全部を廃止いたしまして、議案第13号で再認定するものでございます。

議案を読み上げます。町道の路線廃止について。道路法第10条第1項の規定により、町道の路線を次のとおり廃止するものとする。路線番号447、路線名、道田西上茨田線。起点、字道田西146-2地先。終点、字上茨田37-1地先。箇所図は13ページに記載してございます。

次に、路線番号685、路線名、北新丁線。起点、逢隈牛袋字北新丁47-2地先。終点、逢隈牛袋字北新丁157-3地先。箇所図は14ページに記載してございます。

以上、2路線を廃止するものであります。

続きまして、議案第13号についてご説明いたします。15ページをお開き願います。

議案第12号で廃止する2路線の終点を変更しての再認定と、開発行為によって町に寄附された3路線を新たに認定するものでございます。

議案を読み上げます。町道の路線認定について。道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものとする。路線番号447、路線名、道田西上茨田線。起点、字道田西146-2地先。終点、字上茨田5-1地先になりまして、箇所図は16ページになりますけれども、13ページの方の図面と比較していただきたいと思います。比較していただくとわかるかと思うんですけれども、町管理の公衆用道路が整備されたことによりまして、矢印の終点を、図面では左側に延ばしまして、都市計画道路の南町鹿島線まで延伸するものでございます。

次に、路線番号685、路線名、北新丁線。起点、逢隈牛袋字北新丁116-1地先。終点、逢隈牛袋字北新丁157-3地先になりまして、箇所図では17ページになります。これも14ページの方と比較していただきたいと思います。この路線につきましては、互理インターの南側になりまして、常磐自動車道の建設によりまして町道北新丁線が分断されました。これによりまして、新たに常磐道の脇に代替の道路が設置

されましたので、起点と一部ルートの変更を行うものでございます。

次に、長瀬字堂前地内の3路線になりますけれども、この路線につきましては開発行為によって町に寄附されました公衆用道路を新たに町道認定するものでございます。

路線番号765、路線名、めぐみの丘1号線。起点、長瀬字堂前21-1地先。終点、長瀬字堂前4-65地先。18ページの箇所図の①になります。

次に、路線番号766、路線名、めぐみの丘2号線。起点、長瀬字堂前4-69地先。終点、長瀬字堂前4-61地先で、箇所図の②になります。

次に、路線番号767、路線名、めぐみの丘3号線。起点、長瀬字堂前26-4地先。終点、長瀬字堂前11-2地先で、箇所図の③になります。

以上、5路線を町道認定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 当局の説明が終わりました。

これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第12号 町道の路線廃止についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号 町道の路線廃止についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 町道の路線廃止についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 町道の路線認定についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号 町道の路線認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 町道の路線認定についての件は原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第13 議案第14号 平成20年度互理町一般会計補正予算（第6号）

議長（岩佐信一君） 日程第13、議案第14号 平成20年度互理町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔議案末尾掲載〕

企画財政課長（森 忠則君） それでは、議案第14号につきまして予算書でご説明申し上げます。

平成20年度互理町一般会計補正予算（第6号）。

平成20年度互理町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億615万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億8,880万3,000円とするものでございます。

第2条が地方債の補正でございます。地方債の変更は第2表地方債補正によるものでございます。

それでは、歳出の方からご説明申し上げます。

22、23ページをお開きください。今回の補正につきましては、全般的に事業費の

確定等に伴いまして減額が主でございます。総額でも減額した内容になっております。

主な減額の大きいものと増額に係るものについてご説明申し上げます。

2款総務費につきましては840万4,000円の減額ということで、ほとんどが事業費等の確定に伴って減額ということでご理解願いたいと思います。

次のページに行きまして、24、25ページでございますけれども、3款民生費1項1目社会福祉総務費で1,040万9,000円の減額でございます。これにつきましては特別会計の方で説明がありますけれども、国民健康保険特別会計の繰り出し金が減額になっております。

それから、3目の老人福祉費は2,198万7,000円の減額でございますけれども、減額の主なものが2段目でございますか、28繰出金ということで老人保健特別会計の繰出金、特別会計の方が減額になっておりますので、1,488万1,000円を減額しております。

また、増額に係るものでは、長寿社会対策基金、積立金でございますけれども、歳入の方でご説明申し上げます寄附によるものでございます。

それから、次の26、27ページでございます。5目の老人憩いの家管理費ということで、修繕料21万4,000円計上しております。それから、障害者福祉費では心身障害者の医療費関係、不足を生じる予定でございますので、76万7,000円を増額補正しております。

それから、2項1目児童福祉総務費24万4,000円の追加補正でございます。これにつきましては、説明の中にございます幼稚園就園奨励補助金が若干不足します。それから、認可外保育施設運営事業費補助金も24万ということで不足分を計上いたしました。

それから、4目児童措置費863万1,000円の減額でございますけれども、委託料の方で逢隈保育園入所児措置費関係が確定いたしましたので、921万9,000円の減額と、これも逢隈でお願いしているわけですがけれども、障害児保育事業補助金ということで58万8,000円を増額補正するものでございます。

4款衛生費。次のページに行きます。28、29ページ。4款1項2目予防費でございますけれども、400万円の増額でございます。これにつきましては、予防接種関

係の不足分236万3,000円、委託料の不足分を増額補正でございます。それから、母子保健対策費として、妊婦一般健康診査委託関係が207万8,000円の増額、それから補助金の方では44万1,000円、県外妊婦の一般健康診査、県外実施に係る分、予算的にはそれほど伸びなかったということで44万1,000円を減額するものでございます。

それから、3目健康増進費でございますけれども、トータル799万4,000円の減額でございます。これにつきましては、各種健康診査委託が確定いたしましたので799万4,000円を減額補正するものでございます。

6目の公害対策費につきましては、36万6,000円の増額でございます。合併処理浄化槽の設置整備費補助金、不足分36万6,000円を増額補正するものでございます。

6款農林水産業費1項4目農業振興費38万3,000円の増額補正でございますけれども、園芸特産重点強化整備事業費補助金ということで、果樹、リンゴのスピードスプレーヤー2台購入するわけですが、それらに係る補助金38万3,000円を追加補正するものでございます。

次の30ページでございます。6目農地費関係では300万9,000円の減額。それぞれの事業費確定でございます。林業費も同じでございます。

それから、7款の商工費でございますが、1項2目商工振興費200万円の増額補正しております。これにつきましては、空き店舗活用推進事業店舗改修ということで1件申請がございましたので、それらに係る工事費100万円を増額補正しております。

それから、8款土木費関係ですが、3,878万4,000円減額補正でございますけれども、これにつきましてはごらんとおり全部減額補正でございまして、特に大きいのが鍋倉川関係のJRに委託する分、3,100万ほど減額しておりますので、それらが主なものでございます。

9款消防費の507万2,000円につきましても、それぞれ工事費と行政事務組合への負担金等が確定いたしましたので、それらの減額でございます。

10款教育費1項2目事務局費12万の増額補正でございますけれども、これにつきましては学校整備基金ということで寄附をいただきました財源で学校整備基金の方

に積み立てを行うものでございます。

34ページに行きます。2項小学校費1目学校管理費でございますけれども、51万5,000円の増額補正でございます。この小学校費につきましては、新年度に向けて、新学期といいますか、向けて備品が不足いたします。机といすでございますけれども、それらを新年度に向けて準備するということで51万5,000円を増額しております。

それから、4項社会教育費41万5,000円の減額ですけれども、これにつきましては各文化財関係の事務費の確定によるものでございます。

5項の保健体育費の79万8,000円の減額についても、同じようにそれぞれの事業の確定によるものでございます。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして、歳入の方、10、11ページでございます。

まず、1款町税でございますけれども、町税のうち町民税の法人税割関係3,775万2,000円の増額ということで計上しております。それから、町たばこ税関係が減額でございます。500万の減額ということを見積もっております。

それから、2款の地方譲与税から次のページの8款地方特例交付金までそれぞれほとんど減額でございますけれども、これらの金額、確定していないものもございますけれども、地方交付税上、それから県の市町村課の見積もり等をあわせて考えますと、これくらいの減額になってこようということで今回の補正で減額をさせていただきました。

それから9款地方交付税、12ページでございますけれども、7,799万1,000円、普通地方交付税ということで増額補正でございます。これにつきましては、普通地方交付税全額すべてを計上いたしましたこととなります。普通地方交付税トータル21億9,502万2,000円で決定して、全額予算に計上いたしました。特別交付税についてはまだ決定しておりませんので、当初予算のままでございます。

11款分担金及び負担金でございますけれども、これにつきましては次のページでございます。14、15ページで、保育所の分担金関係、見積もりでは若干少なくなる予定でございます。1,705万3,000円少なくなりますので、それらを見込みました。

それから、13款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金458万1,000円の減額でござ

いますけれども、保育所負担金の関係の減額、それから保険基盤安定制度負担金の減額、老人保健負担金の増でのトータルでございます。

それから、国庫補助金 1 目民生費国庫補助金597万1,000円の追加補正でございます。これにつきましては、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金ということで、これが国の方から交付されることが決定いたしましたので597万1,000円を増額補正するものでございます。

それから、14款県支出金 1 項 1 目民生費県負担金でございますけれども、これにつきましても国庫の負担金と同様の減額でございます、1,280万2,000円を減額するものでございます。

また次のページに行きまして、16、17ページです。2 項県補助金でございますけれども、358万4,000円の減額となっております。これにつきましても、県の補助金関係が確定いたしましたので、減額をするものでございます。

10目の災害復旧費県補助金141万9,000円補正で見込んだわけですがけれども、これにつきましては次年度交付ということで決定されましたので、今予算上からは減額するということでの計上でございます。

それから、16款寄附金 1 項 1 目寄附金でございますけれども、115万円でございます。亘理町長瀨字町南、有限会社きぬや代表の片田すみれ様より 2 万円、それから東京の猪岐幸一様より 1 万円、それから東京都の匿名様より 1 万円、町内の匿名の方より 10 万円、それから次のページに行きまして、町内の匿名の方から 100 万円、仙台市の匿名の方から 1 万円ということで、トータル115万円をご寄附いただきました。大変ありがとうございました。

それから、17款繰入金関係でございますけれども、これにつきましては財政調整基金繰入金 1 億994万4,000円を減額しております。これにつきましては、歳入と歳出の調整ということで、財調からこの分を減額しても大丈夫だということでの減額でございます。

それから、長寿社会対策基金関係につきましては、当初予定した基金の繰り入れ、国庫補助等も入ってきましたので、それら进行操作しますと384万3,000円を減額していいということになりましたので、これらを予算措置しております。

19款諸収入の336万8,000円の増でございますけれども、主なものは総務雑入の宮

城県後期高齢者医療広域連合職員派遣の派遣代ですか、職員の人件費分が戻ってまいりますので、562万5,000円が主なものでございます。

それから、20款町債4,600万円の減額でございます。これの主なものは、先ほどか申し上げておりますJR関係への委託で鍋倉川を改修しております。それらの改修の事業費が確定いたしましたので、3,110万円ほど減額しております、それらが主なものでございます。

町債の補正でございますけれども、5ページでございます。歳出の方でもご説明申し上げましたけれども、まず変更でございますが、農業基盤整備事業債2,830万円が1,360万円に変更しております。それから、河川整備事業債7,200万が4,090万円、消防施設整備事業債が260万から240万円に変更ということで、起債の方法、利率、償還の方法等については補正前と同じでございます。

以上で一般会計の補正予算のご説明といたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 3点お伺いいたします。

まず第1点目。27ページ、3款2項1目19節、認可外保育施設運営事業費ですが、保育児が何人から何人にふえたための補助金なのか、それが第1点目、

第2点目。次のページ、29ページ、4款1項2目13節、妊婦一般健康診査委託料207万8,000円、何人から何人、受診者がふえたのか。

3点目。同じページで4款1項6目19節、合併処理浄化槽設置整備事業36万6,000円ですけれども、何基ふえたのか。それぞれお伺いします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 第1点目でございますが、認可外保育施設運営事業費補助金ということでの人数でございますが、26人が現在28人になったということで24万円の補正でございます。これらについては延長保育も入っておりますので、そういう金額になります。

2点目の母子保健対策経費の中の委託料の妊婦一般健康診査委託料の人数でございますが、当初予算では240人分を見ておりました。現在、母子健康手帳を交付している状況からしますと、20人現在ふえているということで、今回の見積もりにつ

いては260人にしないと経費が足りないということで、20人分の増額を見たところでございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、合併処理浄化槽の設置件数ですけれども、当初45基を見ておりまして、申請が47基ありますので、2基を増額するものでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。17番高野 進議員。

17番（高野 進君） 31ページ、商工費の中で商工振興費、空き店舗活用推進事業店舗改修費100万円。ここで二つですが、一つはお店の名前。二つ目は月家賃5万円というのが実は補助されるかと思うんですが、それがないのでその辺の事情をお教えいただきたいと思います。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東常太郎君） 1点目は、空き店舗活用の名前なんですけれども、中町に新設しましたとらやさんが今回出店したということで100万円ほど補助しております。

また、今回月々5万円の家賃の関係なんですけれども、20年度にもう1軒新井町の方にパーマ屋さんが出店してありますが、その家賃を7月から3月まで払っております。とらやさんは1月から3月までということで、家賃については補正しなくても十分間に合いそうで今回は補正しておりません。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。16番永浜紀次議員。

16番（永浜紀次君） 15ページの保育所負担金でございます。入所する人数が減ったとは考えられないわけですが、大幅な減額修正しております。その理由をお知らせください。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 今回の保育所負担金の減額でございますが、20年度は段階区分の見直しということでそれぞれの階層での引き下げ層がございました。そういうことから、今回20年度に保育所に入っている保護者の方々の保育料が当初見込み額よりも大幅に減になったということでの減額補正でございます。よろしくお願

します。

議 長（岩佐信一君） 永浜紀次議員。

16番（永浜紀次君） そうすると、見直しだけでもってこれだけの減額になったという理由ですね。それを確認します。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 基本的にはそのとおりでございます。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号 平成20年度亘理町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 平成20年度亘理町一般会計補正予算（第6号）の件は原案のとおり可決されました。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午後12時03分 休憩

午後12時58分 再開

議 長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、7番宍戸秀正議員から早退の届け出があります。

日程第14 議案第15号 平成20年度亘理町国民健康保険特別会計
補正予算（第4号）

議 長（岩佐信一君） 日程第14、議案第15号 平成20年度亘理町国民健康保険特別会計

補正予算（第4号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、議案第15号 平成20年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

平成20年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,686万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,569万7,000円とするものであります。

今回の補正は、全体的には事業費等の確定に伴いまして精査するための減額補正等でございます。特に歳出では、医療費を支払うための保険給付費の増並びに国庫補助金及び退職者医療交付金等の返還があったことによりまして増額補正等が主な内容でございます。

それでは、歳出の方から説明を申し上げますので、12、13ページをお開きいただきます。

それでは、歳出の方からご説明をさせていただきます。主に大きな金額の内容だけにさせていただきたいと考えています。

1款総務費の中の2項1目賦課徴収費350万の減額でございますが、これは電算処理料の300万円の減額、そして郵便料等の手数料が50万円減額でございます。これらの電算処理委託料につきましては、20年度中に制度改正等がございましたほかに、国民健康保険の場合は昨年の10月から65歳以上の方で年金からの特別徴収がスタートしているところでございます。

そういう中で、やはり年金からの徴収ではなく普通徴収にしたいという方々の申し出が非常に多かったものですから、そういうふうなシステムの修正等を加えさせていただいた関係で、処理委託料の経費が年度途中でいろいろと増減がございまして、精査した結果の減額ということでございます。

次に2款保険給付費、総額で3,498万円の増額補正であります。1項1目の一般被保険者療養給付費ということで、4,300万円医療費の支払いが3月分、4月分

が不足するという見込みで今回補正するものでございます。

次に、2目の退職被保険者等療養給付費については、今回見込み額で500万円ほどの減額を見込んでおります。

次のページ、14、15ページでございます。2項高額療養費、全体では250万の増額でございます。1目の一般被保険者高額療養費ということで、今回もやはり高額の状況を見ますと、20年度でも800万を超える方の医療費が1人出ていると。そのほかに500万以上が3人、400万台が1人ということで、やはり高額な医療費が出ておりますので、一応見込み額ということで今回250万を増額補正するものでございます。

次に、4項出産育児諸費1目出産育児一時金ということで282万円の減額補正でございますが、当初予算では60件分の出産育児金を計上したところでございます。本年の1月からは従来35万から3万円を引き上げて38万にしたところでございますが、現在、母子健康手帳を発行している中で今後見込まれる件数は10件以内ということでございますので、現在44件支出をしている状況でございます。1,552万ほどの支出でございますが、あと10件で間に合うという状況でございますので、それらの減額でございます。

次に、5項葬祭諸費についての2目葬祭費でございますが、これについても150万の減額については現在58件ということで325万支出状況でございます。今後、葬祭費の見込みということで、30件ほどの財源で十分間に合うということでございますので、事業費を精査していただいて減額するものでございます。

次に、16、17ページをお願いしたいと思います。こちらの方は7款共同事業拠出金でございますが、全体で811万9,000円の減額でございます。7款1項1目の高額医療費共同事業拠出金ということで、これは宮城県内の36市町村で80万以上の高額医療費を国保連合会に拠出して相互扶助している内容でございます。これについても、事業費の確定によりまして拠出額が増になったことによって174万2,000円を増額補正するものでございます。

次に、2目の保険財政共同安定化事業拠出金でございます。これについては986万1,000円の減額補正ですが、これは1カ月の診療報酬のレセプトが30万以上80万未満の高額の療養費を、これも宮城県内の36市町村で共同で拠出をしまして相互扶

助をやっている制度でございます。やはり、なかなか国保の財政の厳しい市町村では急激な高額療養費が出ますと払えないということで、こういう形で県内で相互扶助をやっている制度でございます。そういうことでの事業費の拠出額の確定による減額補正でございます。

次に、真ん中の8款保険事業費、全体で704万8,000円の減額補正でございます。8款1項1目の特定健康診査等事業費ということで、600万円の減額になっております。これはほとんどが特定健診の費用でございます。40歳から74歳までの方々が当初の見込み数が3,300人ございました。実際に受けていただいた方が2,890人ということで、41%の受診率ございました。そういうことから、410人ほどの方が受けていないということで、事業が完了しておりますので、減額するものでございます。

次に、2項保健事業費の中の1目疾病予防費104万8,000円については、右側の説明欄で申し上げますと、19節の負担金補助及び交付金で住民健診に対して国保の被保険者の方々の分ということで胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、そして前立腺がん検診、すべての事業が完了しております。そういうことで、事業費の確定によってそれぞれ減額するものでございます。

11款諸支出金の中の1項3目償還金。初めに469万9,000円の増額補正については、次のページ、18、19ページをお開きいただくわけですが、国庫負担金補助金の返還額、前年度の事業の決定によりまして469万9,000円の返還額に対しての増額補正でございます。

次に、4目の療養給付費交付金返還金ということで、644万円の増額補正でございます。これは退職者の方々の医療費の交付金の19年度の確定によりまして、644万返還が生じたことによる増額でございます。

次に、歳入をご説明申し上げますので、8、9ページをお開き願います。

歳入の部でございます。

3款の国庫支出金については、補正額が全体で2,273万1,000円の増額でございます。歳出でご説明したとおり、保険給付費が4,300万補正しておりますので、その分の2目の療養給付費負担金、これは国から定率分として来るものでございまして、定率分相当額は34%になっています。そういうことから2,229万5,000円の増額

補正をするものでございます。

次に、真ん中から下になりますけれども、7款共同事業交付金でございます。7款1項1目共同事業交付金については交付額の確定がありましたので、2,419万4,000円の減額補正をするものでございます。同じく2目の保険財政共同安定化事業交付金についても、交付金の確定によりまして1,343万5,000円の減額でございます。

次に、9款の繰入金でございます。9款1項1目一般会計繰入金。補正額が1,040万9,000円の減額でございますが、右側の方の保険基盤安定繰入金、これは事業費が確定しておりますので、保険料の軽減に対して505万3,000円の減額でございます。

次のページ、10、11ページの上段になります。2節その他一般会計繰入金ということで、出産育児金180万円の減額、事務費相当額が残り相当額でございます。合計で535万6,000円、これはルールで一般会計から特別会計に繰り入れる金額でございます。事業費の決定によりまして減額補正をするものでございます。

次に、2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金でございますが、今回は5,204万1,000円の追加補正でございます。今回はやはり歳出の分の医療費等を支払うために歳入財源の不足が生じるということで、国民健康保険の財政調整基金を取り崩して財源補てんをするという形でございます。

現在、今回のこの5,204万1,000円の基金を取り崩しますと、基金残高は最終的に4,401万円となる状況でございます。ただ、今回は医療費の伸びを、ことしは暮れから2月、3月にかけて県内でもインフルエンザの流行等で学級閉鎖ではなく学校閉鎖というふうな状況もございます。ただ、亘理町ではおかげさまでそういう状況はございませんけれども、2月分の請求でも通常の大体月当たり1億6,000万から2,000万多い金額が現在請求されております。あと3月15日、4月15日の2回分の支払いが今後どうなるかわからないという状況もございますので、今回は基金を取り崩して繰り入れして財源を補てんすると。現在のところ、国民健康保険税についても見込み額については2,000万ほどありますけれども、医療費がもう1回補正を必要となった場合にはそういうふうな財源を確保しておかないと補正ができなくなるものですから、今回はこのような対応をさせていただいたところでございます。

次に、11款諸収入の中の3項1目特定健康診査等受託料の89万8,000円の減額については、これは75歳以上の方々の後期高齢の方の亶理町で言っているシルバー健診、これは広域連合の方の受診者が確定しております。当初800人分で見ただけでございますが、最終的な受診者は675人ございまして、その人数減による減額でございます。

以上が今回の補正内容でございます。よろしくご審議の方をお願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号 平成20年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 平成20年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第16号 平成20年度亶理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第15、議案第16号 平成20年度亶理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。学務課長。

〔議案末尾掲載〕

学務課長（齋藤良一君） それでは、議案第16号 平成20年度亶理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成20年度亶理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ

ろによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ281万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,002万5,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、事業費確定に伴う精査を行いまして補正を行うものでございます。

まず、歳出の方からご説明いたします。補正予算書の10、11ページをお開き願います。

歳出第1款2項1目奨学貸付金、補正額マイナス877万2,000円。これは奨学貸付金でございますが、本年度貸付申込を受けつけいたしましたところ、申込者が当初見込みよりも少なかったために減額補正するものでございます。

次に3項1目基金積立金、補正額595万5,000円。これは貸付金と、歳入の方でご説明いたしますが、奨学金貸付金収入との差額によりまして、奨学教育基金に積み立てるための増額補正でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。8、9ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入第1款1項1目利子及び配当金、補正額マイナス1万6,000円。これは奨学教育基金の預金利子が当初見込みよりも少なく収入になりましたので、減額補正するものでございます。

次に第3款1項1目基金繰入金、補正額マイナス168万9,000円。これは歳出でご説明したとおり、奨学貸付金が当初見込みより少なかったため、基金からの繰り入れが必要なくなったことから減額補正するものでございます。

第4款1項1目繰越金、補正額6万9,000円。これは前年度繰越金の補正でございます。

第5款2項1目奨学金貸付金収入、補正額マイナス118万1,000円。これは償還金ですが、償還据え置き、償還猶予をしたことによりまして、当初の見込みのとおり収入にならなかったために減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号 平成20年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号 平成20年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第17号 平成20年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（岩佐信一君） 日程第16、議案第17号 平成20年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、議案第17号 平成20年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

平成20年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,448万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,610万2,000円とするものとさせていただきます。

第2条、債務負担行為の補正。債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正による。

第3条、地方債の補正。地方債の変更は、第3表地方債補正による。

それでは、歳出からご説明いたしますので、11、12ページをお開きください。

歳出第2款2項1目流域下水道事業費19節負担金補助及び交付金の187万2,000円につきましては、流域下水道事業費の確定に伴う建設負担金の追加補正で、補助事業分で183万5,000円、単独事業分で3万7,000円でございます。

第3款1項1目元金23節償還金利子及び割引料の4億6,261万3,000円の追加補正につきましては、繰り上げ償還分で871万9,000円、それから借りかえに伴う繰り上げ償還で4億5,360万円、それから繰り上げ償還に伴う10万未満の端数分で29万3,000円となっております。

では次に、歳入についてご説明いたしますので、9、10ページをお開きください。

1款1項1目下水道負担金402万8,000円につきましては、受益者負担金を増額補正するものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の相殺により304万5,000円を減額補正するものでございます。

6款2項1目雑入の800万2,000円につきましては、阿武隈川下流流域下水道維持管理負担金に係る剰余金の返還金でございます。

7款1項1目1節公共下水道事業債の3億5,720万円につきましては、繰り上げ償還に伴う借換債分でございます。2節流域下水道事業債の9,830万円につきましては、流域下水道建設負担金の確定に伴う事業債が190万と繰り上げ償還に伴う借換債分が9,640万円でございます。

次に、4ページをお開きください。第2表債務負担行為補正。平成20年度水洗便所改造資金融資あっせん利子補給金13万5,000円を減額し、11万2,000円とするものでございます。期間につきましては補正前と同じでございます。

第3表地方債補正。起債の目的、限度額ですけれども、流域下水道事業債に190万円を追加し、限度額を2,520万円に、公共下水道事業借換債に3億5,720万円を追加し、限度額3億9,920万円に、流域下水道事業借換債に9,640万円を追加し、限度額1億1,040万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 9ページ、7款町債、10ページ、3款公債費。今回、借りかえを行っておりますので、財源基金がどのくらい軽減されるんですか。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 今回の借換債と繰り上げ償還に伴う分で、総額で1億3,723万円が減額される予定です。しかし、利率がまだ確定していませんので、長期プライムレートの2.4%で見込んでおります。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号 平成20年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号 平成20年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第18号 平成20年度亘理町老人保健特別会計補正予算（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第17、議案第18号 平成20年度亘理町老人保健特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

〔議案末尾掲載〕

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、議案第18号 平成20年度亘理町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成20年度亘理町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,719万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,712万2,000円とする。

今回の補正内容の主なものでございますが、当特別会計につきましては後期高齢者医療制度が昨年4月から創設されたことによりまして、その間移行した関係で20年3月分の1カ月分だけの医療費が20年度に支払いをするということで、その支払いに対応した予算を策定したわけでございますが、事業費等の確定によりまして医療給付費等の減額補正が主な内容となっております。

それでは、歳出の方からご説明を申し上げますので、12、13ページをお開き願います。特に大きな金額だけのご説明にさせていただきますと思います。

歳出の方は真ん中の方で、2款医療諸費の中の1項1目医療給付費6,643万2,000円の減額補正でございますが、1月分の当初見込みを大幅に下回ったことによりましての大幅な減額という形でございます。

2目高額医療費、審査手数料についても業務料または医療費が少なかったということでの減額になっております。

次に、前のページに戻りまして歳入の方をご説明しますので、8、9ページをお開き願います。

歳入の方になります。1款支払基金交付金。全体での補正額が1,710万円の減額補正になっております。1款1項1目医療費交付金1,607万6,000円の減額補正でございますが、これについては支払基金の方から歳出であります医療諸費関係の経費の50%が交付されるということでの事業費確定に伴う減額でございます。

次に、2款の国庫支出金。全体で2,840万8,000円の減額でございますが、2款1項1目医療費負担金2,840万8,000円の減額についても、国の分の負担割合というのが支払基金が50%ということで先ほどお話ししましたので、残りの50%についての12分の4、33.33%ですけれども、これが75歳以上の医療費を払う国の分の負担と

ということでの事業費確定による減でございます。

同じく、3 款の県支出金 1 項 1 目の医療費負担金710万1,000円の減額についても、今度は医療費負担金について県の場合には負担割合は12分の1、8.33%の比率ということになりますので、事業費確定によりまして710万1,000円の減でございます。

次に、4 款 1 項 1 目一般会計繰入金1,488万1,000円、内容については1 節の一般会計繰入金ということでございます。この中には医療費負担ということで、県の方で710万1,000円、市町村の場合も12分の1相当額が医療費の負担でございます。そのほかに全体の事業費の一般会計から繰り入れた額についての事業費精算によってのトータルが1,488万1,000円になっております。

あと5 款繰越金の中の1 項 1 目繰越金254万3,000円の減額ということで、これは前年度の繰越額の確定によっての減額でございます。

次に、6 款諸収入の中の次のページを開いていただきます。6 款 3 項 1 目第三者納付金ということで、62万6,000円の追加補正については、第三者行為をやりまして保険会社の方から確定によりまして支払われた件数が5 件分の合計金額を補正するものでございます。

次に、6 款 3 項 2 目の返納金220万9,000円については、先ほどからお話ししているとおり、20年3 月分の医療費の支払い分で基本的には全体の相殺をされております。その後において過誤調整不良になった分、要するに医療費として支払いの必要性がなかったものについては歳出分の相殺ができませんので、返納金という形で歳入で受け入れております。これについては、国保連合会並びに支払基金の方から返納された金額ということで現在3 項目にわたってトータル金額がこの金額の増額補正となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議方お願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号 平成20年度亶理町老人保健特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号 平成20年度亶理町老人保健特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第19号 平成20年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（岩佐信一君） 日程第18、議案第19号 平成20年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

〔議案末尾掲載〕

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、議案第19号 平成20年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

平成20年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,654万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,270万9,000円とする。

今回の補正については、午前中第8号議案でご説明したとおり、介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置しまして、21年度から始まる急激な介護保険料の上昇を抑えるために国から今月、3月中に交付される交付金を受け入れるための歳入分と歳出については、基金に積み立てるための補正が主な内容でございます。

それでは、歳出の方からご説明を申し上げますので、10、11ページをお開き願います。

まず、1款総務費1項1目一般管理費については補正額はございませんが、財源調整ということで国の方から介護保険制度のシステム改修ということで、今回89万

7,000円の交付金が確定して間もなく交付されますので、財源の組みかえをさせていただきます。

まず、5款基金積立金の中の1項1目基金積立金1,654万円については、21年度と22年度、2分の1相当額の介護報酬3%引き上げを抑制するための特例交付金を積み立てる金額1,654万円を増額補正するものでございます。

次に、歳入の方をご説明申し上げますので、8、9ページの方をお願いします。

初めに、3款国庫支出金の中の2項4目介護保険国庫補助金89万7,000円については、介護システムの21年度に向けた改修の事業補助金。事業費総額が261万1,000円に対して3分の1以内の国庫補助ということでございます。

次に、5目介護従事者処遇改善臨時特例交付金1,654万円の増額補正については、歳出でもご説明したとおり、21年度分については994万2,000円、22年度は2分の1でございますので500万6,000円、トータル1,494万8,000円。そのほかに、2年間の事務費ということで、これは広報啓発関係ということでの経費でございますが、159万2,000円を足した金額がこの補正増額になっております。

次に、8款繰入金1項4目事務費繰入金89万7,000円についての減額補正でございますが、当初、補助金が年内に交付されないのではないかということで一般会計の方で繰り入れをしていただいたんですけれども、事業費の確定によって交付が決定しましたので、事務費繰入金を89万7,000円減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方をお願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 1点だけです。10ページ、5款1項1目。給付金を積み立てて介護報酬を抑制するとありますけれども、21年度の介護保険特別会計では基金を積み立てて、それを歳入の繰入金に繰り入れて、そして歳出では保険給付費などで出すというふうになると思いますけれども、よろしいですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） そのとおりでございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号 平成20年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号 平成20年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第20号 平成20年度わたり温泉島の海特別会計補正
予算（第3号）

議長（岩佐信一君） 日程第19、議案第20号 平成20年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。わたり温泉島の海所長。

〔議案末尾掲載〕

わたり温泉島の海所長（作間行雄君） それでは、議案第20号 平成20年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

平成20年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものといたします。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,562万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,641万6,000円とするものであります。

今回の補正は、19年度に本館を建設いたしました、その際の工事費等に対しての消費税の還付がありまして、それに伴いますところの補正でございます。

初めに、歳出からご説明いたします。10、11ページをお開きください。

それでは、歳出でございます。2款1項1目基金積立費でございますが、補正額

5,562万7,000円でございます、それが増額ということになるわけでございます。
それを積み立てするということでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。8、9ページをお開きいただきたいと思
います。

5款2項1目雑入でございます。5,540万6,000円の補正でございます。消費税の
還付金でございます。同じく5款3項1目延滞金でございますが、22万1,000円、
消費税の還付に係るところの加算金でございます。合わせまして、歳入の合計が
5,562万7,000円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。17番高野進議員。

17番（高野 進君） 3ページ、基金積立費でございます。主に消費税の還付が積み立
てになっているわけですが、午前中の質疑の中でいわゆる基金条例改正の中
では基金は決算剰余金の2分の1を積み立てるということでございますが、これは
すべてが積み立てになっております。やはり最後の決算までいって、そのところで
積立金に入れるのが筋ではないかと私は思います。いかがですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） 基金の条例のときにもご説明申し上げましたが、今の条例上
そのままいきますと2分の1の積立金しかできないような条例の仕組みになってお
りました。それについては、そのままの運用ではなくて予算で積み立てをやれば、
当然19年度もそういうふうな格好をとりましたけれども、一般会計での財政調整基
金もそうです、あと国民健康保険についても条文的にはなかったんですけれども、
そういう形で予算でもって積み立てするというやり方をずっとやってまいりまし
た。

今回、鳥の海についても同じような条文ということで、その条文をつけ加えるこ
とで適正にやるということでの内容です。特に、消費税還付金が云々かんぬんでは
ございません。全体的なことで収入と支出の差額でプラスが出てきましたら、当然
積み立てをやっていくというふうに、最後ではなくて予算上で明らかになればそこ
でやっていくということの理由でございます。

ですから、先ほど鞠子議員からもお話しございましたけれども、全体的に見れば

少し基金によっては当然差が出ておりますので、近いうちに整理してすべてそういうふうな形にしていきたいなと思っております。

以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 要するに基金条例が改正されて、それに基づいて今回提案されたということなんですけれども、この議案書は可決されることを前提につくっているわけですね。本来であれば、あくまでも決定してですけれども、追加提案されてもいいんじゃないかと。陳情でも改正案を可決して、その後で追加提案として補正予算出ても私はおかしくないと思いますが、いかがですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） これは方法論と申しますか、ですけれども、当然条例にかかわる部分、あるいはそれに伴った予算が伴うものは同一、会期内ですね。同じように提出しなさいというような自治法上の指導と申しますか、通常のそういうふうな取り決めになっておりますので、今回も一緒の会期中の中に入れて審議していただくと。同時にやっていただくのがいいのではないかと思っております。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

17番、質疑したはずですが。1議案に関しては1回のみです。ただ、3問までよろしい、そういう規定でございますので。再々質問まで。（「了解しました」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号 平成20年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 平成20年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第21号 平成20年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議 長（岩佐信一君） 日程第20、議案第21号 平成20年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

〔議案末尾掲載〕

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、議案第21号 平成20年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成20年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,173万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,661万円とする。

次に、第2条、繰越明許費。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

今回の補正内容でございますが、宮城県の後期高齢者、広域連合の方より示された保険料が当初かなり多い額でございまして、年度途中で制度改正等によりまして保険料の軽減が増になったことによりまして、保険料の減に伴う広域連合への負担金の減額補正と、もう一つは平成21年度の制度改正に伴うシステム改修について年度内に完了ができないということでの委託分について繰越明許を行うのが主な内容でございます。

初めに、歳出の方からご説明を申し上げますので、11、12ページをお開き願います。

歳出の方で、1款総務費1項1目一般管理費594万2,000円の増額補正について

は、21年度からの制度改正に伴う対応システム改修委託料ということで597万1,000円の増額補正でございます。

これのシステムの修正内容でございますが、まず第1点は保険料の軽減、均等割について7割軽減について、今回これについては来年度から9割軽減と7割軽減の二つ出てきますので、そういうことでの所得に対しての軽減の変更のシステムでございます。

そのほかに所得割、要するに所得のある方について所得の低い方、年金収入が153万円から211万円までの方について5割軽減が21年度の後期高齢の保険料で軽減対応になるということでの所得割の軽減のシステムの改修でございます。

あと3点目については、20年4月から今まで扶養になっている方の被扶養者の方々の、被用者保険の被扶養者であった方々について、保険料の負担であります。均等割について半年間すなわち20年9月まで保険料を払わなくてよくて全額免除で、10月から3月までの6カ月間は9割軽減とされておりましたが、今回の制度改正によりまして、21年度ですから22年3月までこの9割軽減が延長されると。本来なら激変緩和で21年度は5割軽減ということで2分の1の均等割を徴収する予定だったんですけれども、今回国の施策で1年間延長ということでのシステム改修でございます。

4点目が特別徴収の見直しということで、やはり年金から徴収される対象者について基本的には年金から徴収するのが原則、年6回徴収ということでございますが、やはり年金からでなく口座から引き落とししていただきたいという方々が出ておりましたので、選択性が選べるようなシステムということで、その内容についても見直しをするためのシステム改修となっております。

あと5点目が、今回先ほど保険料の均等割の軽減、所得割の軽減の中で20年度は均等割7割軽減の方は一律に対応しました。8.5割ということで、軽減額を1.5割ふやしたわけでございますが、今度は21年度については年金収入額によって、年金収入額が80万円以下の方は9割軽減になりますけれども、それ以外の方々については8.5割からまた7割に下がるというようなことで非常に複雑になるわけでございます。そういうことから、高齢者の方に適切な周知が図られるようにということで、対象者の方々に周知するための通知等のシステムを適切に対応するというので、

国の方でシステム改修を指示されておりますので、その内容が5点目でございます。

あと6点目についてでございますが、普通徴収と特別徴収の要件の見直しということで、後期高齢の医療保険料については介護保険料と同じく仮徴収、本徴収ということで二つの方法で4月、6月、8月は仮徴収、10月、12月、2月は本徴収となっております。その中で、7月に本算定がございます。税額が確定しております。そういうことから、仮徴収の中で特別徴収で額がふえる方についてはいいんですけども、額が下がる方については特別徴収、年金からの徴収を外して普通徴収すなわち納付書を出すようになります。そういうことで、年金からも取られ、また納付書でも納めてくださいという通知が重複しないために今回システムを改修するというので、6項目の改修内容が597万1,000円でございます。

以上が一般管理費の方でございます。

あと2款の後期高齢者医療広域連合納付金ということで、全体では1,757万5,000円の減額補正については2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金ということでの総額でございます。これは、後期高齢者の医療保険料の負担分と保険基盤安定負担分の事業費の確定によつての減額補正でございます。

次に、9、10ページに戻らせていただきます。歳入の方をご説明申し上げます。

歳入については、1款後期高齢者医療保険料、全体では766万円の減額補正になっておりますが、1款1項1目特別徴収保険料、これは年金で徴収される保険料について今回3,978万2,000円の減額補正をするものでございます。これは、7月に制度が一部見直されて軽減等が発生した方々について年金徴収から普通徴収にかわつたということで、大幅に当初予定されている年金からの徴収額が減つたということでの減額補正でございます。

次に、2目の普通徴収保険料については3,122万円の増額補正については、1目でお話ししたとおり特別徴収から徴収される方が普通徴収、納付書でいったことによつての増額補正でございます。

次に、3款繰入金。全体総額で412万8,000円の減額補正ですが、3款1項1目事務費繰入金については578万7,000円の繰り入れということで、先ほど歳出でご説明したとおり、21年度の制度改正に伴う電算システムの委託料については国の補助金

が一般会計に入るということでございますので、一般会計から相当額を繰り入れしていただくということで増額補正をするものでございます。

次に、同じく2目の保険基盤安定繰入金991万5,000円の減額については事業費確定でございます。

最後になりますけれども、繰越明許費の説明でございますので、4ページをお開き願います。

4ページ、第2表繰越明許費。款、項、事業名、金額というふうに説明いたします。

総務費の中の総務管理費、一般管理費ということで、制度改正システム改修事業ということで、金額が597万1,000円については今回3月31日までに補正予算が議決をいただいて契約し、年度内には委託業務が完了しないということで、翌年度に繰り越しをするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号 平成20年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号 平成20年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第22号 平成20年度亘理町水道事業会計補正予算
(第4号)

議長（岩佐信一君） 日程第21、議案第22号 平成20年度亶理町水道事業会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

〔議案末尾掲載〕

上下水道課長（清野博文君） それでは、議案第22号 平成20年度亶理町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

第1条、平成20年度亶理町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

収入、第1款第1項企業債。既決予定額7,650万円に7,400万円を追加補正し、1億5,050万円とするものでございます。

支出、第1款第2項企業債償還金。既決予定額1億5,108万円に7,419万3,000円を追加し、2億2,527万3,000円とするものでございます。

第3条、予算第5条に定めた企業債の予定額に、次のとおり追加する。

起債の目的、亶理町水道事業借換債。限度額、7,400万円。起債の方法、利率、償還の方法についてはここに記載のとおりでございます。

それでは、2、3ページをお開きください。

資本的収入、1款1項1目企業債の7,400万円につきましては、繰り上げ償還に伴う借換債分でございます。

資本的支出、1款2項1目の企業債償還金の7,419万3,000円につきましては、借りかえに伴います繰り上げ償還分でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 説明を聞きましたけれども、今回の財源の制限額は幾らありますか。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） これにつきましても、借入率がまだ確定しておりませんの

で、プライムレート利率の2.4%で借りかえをした場合の見込みで、全体で1,795万の軽減を見込んでおります。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号 平成20年度亶理町水道事業会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号 平成20年度亶理町水道事業会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第23号 委託契約の変更について

議長（岩佐信一君） 日程第22、議案第23号 委託契約の変更についての件を議題いたします。

当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔議案末尾掲載〕

企画財政課長（森 忠則君） それでは、議案第23号 委託契約の変更について、議案に基づいてご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

記として、1. 工事委託名、平成19年度常磐線亶理・逢隈間鍋倉川排水路改修工事。この事業につきましては、平成19年から継続事業として19年、20年とJRの方に委託した事業の内容でございます。

2. 委託金額。変更委託金額が1億6,576万1,000円、現委託金額1億9,654万

円、減額として3,077万9,000円となっております。

3の委託契約の相手方でございますけれども、仙台市青葉区五橋1丁目1番1号、東日本旅客鉄道株式会社仙台支社でございます。

20ページに資料がございます。19年度の常磐線亘理・逢隈間鍋倉川排水路改修工事、工事の概要でございますけれども、当初と同じでございます。排水路改修工事が22メートル、ボックスカルバート4,800掛ける2,500が延長で10メートル、組み合わせL型水路4,300掛ける1,600が延長で12メートル、転落防止さく、ガードパイプでございますけれども、延長で36.9メートルでございます。

工期が19年9月20日から21年3月31日ということで、左の方に工事の図面等を添付しております。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号 委託契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号 委託契約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時05分 散会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信一

署名議員 安藤 美重子

署名議員 鈴木 高行